

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策「名取市地域応援プレミアム商品券」 発行事業実施要綱

1 実施目的

新型コロナウイルス感染症の流行により冷え込んだ消費活動の促進を図るため、市内参加加盟店で使用できるプレミアム付商品券を発行し、地域商工業の活性化による地元消費の拡大、地域に貢献する商工業者の経済活性化を図ることを目的とする。

2 実施主体・発行者

名取市商工会

3 協力

名取市

4 発行する商品券の内容

- (1) 名称 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策「名取市地域応援プレミアム商品券」
- (2) 商品券額面 1,000円券を13枚1セット 10,000円で販売（3割増商品券）
- ① 1セット 13,000円のうち
 - 6,000円分(1,000円券×6枚)は、大型店を含む全ての店で使用できる商品券
 - 7,000円分(1,000円券×7枚)は、一般小売店・飲食店のみ使用できる商品券
 - ② 一般小売店等のみ使用できる商品券を大型店が消費者から受領した場合は換金しない。
 - ③ 大型店とは、大規模小売店舗立地法に伴う売場面積1,000㎡を超える大規模小売店舗をいう。
 - ④ 大型店等内に属するテナント等については、入居する大型店全体売場面積により大型店及び一般小売店等の区分を行い、また、大型店で申し込むことにより一括で大型店取扱事業所とする。
- (3) 販売総額 30,000セット×10,000円=300,000,000円
- (4) 使用期限 令和3年7月17日（土）～令和4年1月16日（日）の6か月間

5 商品券の販売方法

- (1) 販売日・場所 令和3年7月17日（土）～7月25日（日）
- ① イトーチェーン フーズガーデンゆりあげ食彩館
 - ② みやぎ生活協同組合 名取西店
 - ③ スーパービバホーム新名取店
 - ④ ホームセンタームサシ名取店
 - ⑤ イオンモール名取
- (2) 購入限度額 購入引換ハガキをお持ちの方4セット（40,000円）限り
- (3) 販売方法 「広報なとり6月号」商品券事業のお知らせチラシに添付された購入応募ハガキにて購入希望者は応募ハガキを送付。お申込み後に「購入引換券」を郵送し、購入引換券で購入する。（申込者多数の場合は抽選となります。）

6 商品券の取扱事業所

- 参加資格 名取市内で事業を営んでいる地域に貢献する事業所で、本事業の趣旨に賛同する全ての事業所。
- 登録申請 取扱いを希望する事業所は、「商品券取扱事業所登録申請書」により登録申請を行い、本会は取扱事業所の名簿に掲載する。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策「名取市地域応援プレミアム商品券」取扱登録事業者募集・換金等に関する実施要綱

1. 実施目的

新型コロナウイルス感染症の流行により冷え込んだ消費活動の促進を図るため、市内参加加盟店で使用できるプレミアム商品券を発行し、地域商工業の活性化による地元消費を喚起・下支えするため、地域商工業者に働きかけ、本事業への参加登録を推進する。加えて、適正かつ迅速な換金を行う。

2. 商品券発行者

名取市商工会

3. 発行する商品券の内容

(1) プレミアム商品券の販売単位は、1セット1万円。

(2) プレミアム商品券の販売セット数は、30,000セット

(3) プレミアム商品券の一枚あたりの額面は、1,000円券を13枚1セット10,000円で販売（3割増商品券）

①1セット 13,000円のうち、6,000円分（1,000円券×6枚）は、大型店を含む全ての店で使用できる商品券、7,000円分（1,000円券×7枚）は、一般小売店・飲食店のみ使用できる商品券

②一般小売店等のみ使用できる商品券を大型店が消費者から受領した場合は換金しない。

③大型店とは、大規模小売店舗立地法に伴う売場面積1,000㎡を超える大規模小売店舗をいう。

④大型店等内に属するテナント等については、入居する大型店全体売場面積により大型店及び一般小売店等の区分を行い、また、大型店で申し込むことにより一括で大型店取扱事業所とする。

(4) 販売期間 令和3年7月17日～令和3年7月25日まで

(5) 使用期限 令和3年7月17日～令和4年1月16日まで（6カ月間）

(6) 商品券の使用

①取扱登録事業者にて現金と同様に使用できる。

②他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、回数券等、換金性が高く6ヶ月以内の消費に確実に繋がらないもの、たばこ購入、国や地方公共団体への支払には使用できない。

③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務には使用できない。

④商品券使用の際は、つり銭は出さない。

⑤商品券の紛失、盗難、認証不能の場合は効力を失う。

⑥商品券の転売は禁じる。

4. 事業内容

名取市商工会が担う業務は次のとおりとする。

- (1) 名取市地域応援プレミアム商品券の販売
- (2) 取扱登録事業者の募集・登録
- (3) 取扱登録事業者が営む事業者で使用された名取市地域応援プレミアム商品券の換金
- (4) その他(1)～(3)の実施にあたり必要な業務

5. 取扱登録事業者募集・登録について

- (1) 募集期間 令和3年5月14日(金)～6月4日(金)
- (2) 募集方法
 - ①名取市ホームページ等に募集記事掲載
 - ②名取市商工会会員事業者へお知らせを発送
 - ③名取市商工会ホームページに募集記事掲載
 - ④新聞折込チラシによる案内
 - ⑤その他
- (3) 参加資格 **名取市内で事業を営んでいる事業者。**
ただし、暴力団、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるものに該当しないこと。
- (4) 登録申請 登録を希望する事業者は、「名取市地域応援プレミアム商品券事業取扱事業者登録申請書」により登録申請を行い、取扱登録事業者名簿に掲載する。
- (5) 取扱登録事業者の責務
 - ①名取市地域応援プレミアム商品券事業取扱登録事業者募集・換金等に関する実施要綱を遵守すること。
 - ②商品券使用期間中(令和3年7月17日～令和4年1月16日)の取やめは認めない。
 - ③利用者に対し、ルールに則った対応をすること。
 - ④商品券を受け取った場合、再利用防止のため指定欄にゴム印等で事業所名を押印すること。
 - ⑤後日送付するステッカー、ポスターを必ず取扱事業所の目立つ場所に表示する。また配布したポスター等を利用し、取扱事業所独自の販促物作成を可能とする。
 - ⑥偽造品や不正に使用されていることが明らかな商品券の受取は拒否し、その事実を速やかに名取市商工会まで報告すること。
 - ⑦事業の仕入れや債権等支払のための事業資金には使用しないこと。
- (6) 取扱登録事業者の登録取消
実施要綱等に反する行為を行ったときは、当該取扱登録事業者の登

録を取り消すものとする。

6. 換金について

- (1) 換金方法 換金申請にあたっては商品券の枚数を数えた上で「換金請求書」に必要事項に記入し、商品券を添えて、名取市商工会に申請する。名取市商工会は、取扱登録事業者指定の口座に振り込む。換金期間外の換金を行わない。
- (2) 換金受付日 令和3年7月27日（火）～令和4年2月15日（火）
午前9時～午後3時
※ただし、土・日・祝日、12月28日（火）～1月7日（金）は除く。
- (3) 振込手数料 実費負担とする。（事業所負担とする）
- (4) 換金手数料 名取市商工会会員は無料、非会員は換金手数料として3%を徴収し、その差額を振込。
- (5) 支払日 ①1～15日受付分：その月の末日（金融機関営業日外の場合はその翌日）
②16～31日受付分：翌月の15日（金融機関営業日外の場合はその翌日）
※支払日は月2回になりますので、なるべく商品券をまとめて換金するようご協力をお願い致します。

7. その他留意事項

- (1) 本要綱に記載のない事項については、名取市と名取市商工会が協議の上対応する。
- (2) プレミアム付商品券取扱事業所に参加する店舗については、名取市商工会に加入することが望ましい。